

鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭運営費委託料経理基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
令和7年5月28日改正版

1 はじめに

- (1) 対象経費の範囲
委託の対象となる経費は、下表に定めるとおりとする。
- (2) 委託期間
委託期間は、各大会終了後30日以内とする。
※実績報告は、大会終了後30日以内に提出すること。
- (3) 留意点
 - 実績報告時には、執行の裏付けとなる領収書等の写しを添付すること。
(宛名は事業申請者と一致。日付空欄の場合は対象外)
 - 経費の内訳が分かるよう、但し書き等を記載すること。
(内訳明細、請求書写し、レシート等を添付。単価、数量、仕様など詳細記載※手書き可。)
 - 銀行振り込みの場合は、ATM利用明細書を領収書とみなす。
(内容確認のため、請求書や振込依頼書の写しを添付すること)
 - 個人発行の領収書は、対象外とする。

2 対象経費について

支出費目	支出細目	対 象 経 費 内 訳
報償費	審判・運営役員等への謝金	・単価、支払方法は貴団体の規程によること。 ・上限は、審判、運営役員等は1日5,000円とする。 ※上限を超える場合は、貴団体の規程の写しを添付すること。
旅費	審判・運営役員等への交通費並びに宿泊料	・公共交通機関を利用する場合は、最寄り駅から会場までの最も経済的な経路かつ方法によることとする。 ・車利用の場合、自宅から会場までの最も経済的かつ通常の経路とし片道2km以上、上限25円/kmとする。 ・宿泊料は、県内に宿泊する場合、上限は一泊8,000円。
需用費	消耗品費	・消耗品は単価100,000円未満の物品とする。ただし、消耗頻度が著しく、あらかじめ承認を得たものはこの限りでない。 - なお、個人負担すべき物品(運動靴、練習着等)は、対象外とする。 ・参加賞、メダル等の記念品については対象外とする。
	印刷製本費	・印刷、コピー代、冊子製本代とする。
	食糧費	・昼食代の上限は900円(税抜き)とする。 ・飲料については、水分補給に適するものとして、水、お茶、スポーツドリンク、ジュース類を対象とするが、コーヒーについては、対象外とする。 ・氷については、対象とする。 ・茶菓子等については、対象外とする。
	燃料費	・救護用ボート、スノーモービル等のガソリン代とする
役務費	通信運搬費	・大会の案内等の郵送代、器具等の運送費とする。
	手数料	・経費支払いに伴う銀行振込手数料とする。
	保険料	・大会関係者の保険料とする。
使用料及び賃借料	施設等使用料	・会場の施設設備等の使用料、照明冷暖房等の電気代、器具等の賃借料とする。
租税公課費	印紙代	・収入印紙代とする。 ※契約日以前に購入された場合は、対象外とする。